

持続可能な地域社会を 将来の世代へ

地球温暖化は、地球上の生物の生存基盤に関わる問題として世界共通の大きな課題となっています。

平成 27 年 11 月末からパリで開催された第 21 回国連気候変動枠組条約締約国会議(COP21)では、平成 32 年以降の温室効果ガス排出削減の国際的な枠組として、196 か国が世界の平均気温上昇を産業革命前に比べて2度未満に抑え、1.5 度以内に向けて努力する、「京都議定書」に続く新たな目標に合意しました。

長野県においては、「地球温暖化対策の推進に関する法律(以下「温対法」という。)」及び「長野県地球温暖化対策条例」の規定に基づき、長野県全体の温室効果ガス等の削減目標を掲げた「環境エネルギー戦略(第三次長野県地球温暖化防止県民計画)」を策定し、官民一体となった計画的な取組を推進しています。

また、県機関では、地球温暖化対策に関する我が国や県の現状やこれまでの県機関の実績等を踏まえ、温室効果ガス削減のための「第5次長野県職員率先実行計画」(以下「第5次計画」という。)を推進します。この計画は、温対法第 21 条第 1 項の規定により策定が義務付けられている「地方公共団体実行計画(事務事業編)」であり、県の事務事業の実施に伴い発生する温室効果ガスの削減や環境負荷低減に向けた取組方針を定めています。

第5次計画では、主に次の3つのテーマを推進します。

1 施設・設備の省エネルギー化の推進 [県の事務事業の実施に伴い発生する温室効果ガスの排出抑制に直結する取組]

県有施設の老朽更新に当たり、施設やシステム全体の効率性を考慮し、省エネ効果を十分発揮する事業とするよう、計画的に実施するための礎づくり(計画の策定)に取り組みます。

また、第5次計画期間(H28~32)の改修工事についても、省エネルギー化の視点を強化するとともに、自然エネルギーの導入も推進します。

2 事務の効率化の推進 [しごと改革の推進により省エネルギー・省資源につながる取組]

整理整頓を徹底するとともに効率的な働き方を推進します。

3 環境に配慮した事業の推進 [地域の豊かな環境の保全及び創造につながる取組]

屋根貸し等による太陽光発電や公共工事における環境配慮を推進するほか、環境配慮に関する手続きについて研修会を開催し、周知徹底します。

今後も、第5次計画に基づき、全職員が常に温室効果ガスの排出削減と環境配慮の視点を持って事務事業に取り組み、率先行動により低炭素社会及び持続可能な社会の実現に貢献します。

第5次職員率先実行計画の進捗管理には、エコマネジメント長野を運用し、取組を推進します。

平成 28 年4月 1 日

長野県知事